

新潟市医療計画について

1. 策定の経緯

- ▶ 医療計画とは
 - ・「医療提供体制の確保を図るための計画」・・・医療法にて各都道府県へ策定義務
 - ▶ 新潟県の計画
 - ・現行計画は、『第7次新潟県地域保健医療計画』（H30年度～R5年度）。
新潟市域は、新潟保健医療圏域（新潟市・阿賀野市・五泉市・阿賀町）に含まれている。
 - ・しかし、各地域の社会構造が変化する進展速度の違いから、圏域での統一的な取組みは困難に。
- ⇒ 本市の現状と課題に即した医療提供体制を構築するため、『新潟市医療計画』を策定することに。

2. 基本的な考え

- ▶ 全体の考えと各部門の基本的な考え 《全体》助け合い政令市にいがたの構築

《救急医療》 必要な救急医療が提供される体制づくり

《精神疾患》 必要な精神科医療が提供される体制づくり

《在宅医療》 生き生きと住み慣れた地域で暮らせる新潟市づくり

《災害時における医療》 必要な災害医療が提供される体制づくり

3. 期間

- ▶ 第1期計画：H26年度からR6年度までの11年間（当初はR2までの7年間。H29・R2に中間評価実施。）
- ※ 第2期計画：R6年度からR11年度までの6年間（終期は『第8次新潟県地域保健医療計画』に合わせる。）

4. 進化管理

- ▶ 有識者・専門家等が参加する『新潟市地域医療推進会議』及び『新潟市医療計画三分野合同会議』において、施策の実施状況を適宜確認するとともに、評価を行う。

5. 進捗状況

主な課題	計画後期の方策	実施した主な取組（R5年度）	今後の取組内容（R6年度）	進捗
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに基づく支援に取り組む必要がある。	①精神障がい者の地域生活を支える体制の強化	○措置入院患者等の退院後支援の実施 ○地域移行・地域定着支援研修会の開催 ○当事者・家族・支援者による合同相談会の開催 ○当事者交流会の開催 ○当事者へのインタビュー調査の実施 ○精神障がい者の地域生活に関する実態調査（質問紙調査）の実施 ○精神科訪問看護ステーションリストの更新・配布 ○新潟市内の精神科訪問看護ステーションにおける業務上の課題把握調査の実施 ○心のサポーター養成研修の開催	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における、保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続開催する。 ○アウトリーチ事業の実施を検討する。	A （計画どおり）
○円滑な精神科救急受診体制を確保する必要がある。				
○救急医療や身体合併症における一般医療機関と精神科医療機関との連携を強化する必要がある。	②一般医療機関と精神科医療機関との情報交換による相互理解促進	○精神科救急医療システムの運営 ・新潟県・新潟市精神科救急医療システム連絡調整委員会の開催 ・精神科救急情報センターの事業内容を見直して、関係機関から搬送困難事例等の報告を受ける窓口（精神科救急情報ダイヤル）を開設し、精神科救急医療体制の課題を集約 ○精神科と一般診療科の連携を強化するためのオンライン研修会の開催	○精神科救急医療システムを運営する。 ○精神科と一般診療科の連携を強化するための取り組みを継続する。 ○新潟市医療計画三分野合同会議を開催する等、協議の機会を確保し、病院間連携も含めた医療体制の整備を検討する。	B （やや遅れ）